

令和5年

# 区民委員会会議録

とき 令和5年11月28日

品川区議会

令和5年 品川区議会区民委員会

日 時 令和5年11月28日（火） 午前10時07分～午前11時25分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西村直子君 副委員長 石田ちひろ君  
委員 えのした正人君 委員 あくつ広王君  
委員 山本やすゆき君 委員 藤原正則君  
委員 せらく真央君 委員 横山由香理君

出席説明員 川島地域振興部長 宮澤地域活動課長  
河合生活安全担当課長 吉野戸籍住民課長  
小林商業・ものづくり課長 廣田文化スポーツ振興部長  
篠田参事 三井スポーツ推進課長  
（文化観光課長事務取扱）  
横田情報推進課長

○午前10時07分開会

○西村委員長

ただいまより、区民委員会を開会いたします。

本日はお手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を進めてまいります。

また、議題に関連して、情報推進課長にご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 報告事項

(1) 施設予約システムのリニューアルに伴う運用変更等について

○西村委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)施設予約システムのリニューアルに伴う運用変更等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より順次ご説明願います。

○宮澤地域活動課長

それでは、施設予約システムのリニューアルに伴う運用変更等についてご報告いたします。

まず、施設予約システムは、区民集会所をはじめ、文化施設、公園、運動施設など様々な課が所管しております多くの施設の予約について、統一のシステムで運用しているところでございます。平成31年3月から現在のシステムを稼働しておりますが、リニューアルに向けて準備を進めているところでございます。本日は文化観光課長およびスポーツ推進課長とともに説明させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。1の目的でございます。今回のリニューアルに合わせまして、システムを抜本的に見直すとともに、区民目線でサービス全体を再構築し、区民の利便性向上と業務の効率化を図るものでございます。

2、リニューアルに伴う主な変更点でございます。まず、(1)の部分です。予約につきまして、キャンセルした際の返金の扱いでございますが、これまでは利用日の7日前までのキャンセルについては、半額返金としておりましたが、新システムから全額返金と変更いたします。

続いて(2)です。今回新たな機能として、オンラインクレジットカードの決済機能を導入いたします。これにより予約からお支払いまでオンライン上で完結することで、ご利用日当日まで来所不要になります。

続いて(3)でございます。一方で、予約後、一定期間お支払いがない時につきましては、確認メール送信後、原則、システム上、自動でキャンセルという扱いにいたします。

このほかの機能といたしまして、(4)で、利用ユーザーの皆様へ連絡機能の強化として、システムから利用者個別へのメール送信や一括メール送信が可能となります。

(5)でございます。ロボットによる不正予約防止対策としまして、一部の公園運動施設においてキャンセル等が発生しまして、空きが発生したときに、一部利用者が用意しておりますロボット、いわゆる自動のプログラムの仕組みで予約を押さえてしまうという事象に関しても、システム上で対応が可能という形になっております。なお本リニューアルに伴いまして、各施設の利用料金等の変更はございません。

3のスケジュールをご覧くださいまして、来年5月15日の運用変更開始および新予約システムの

稼働を予定しているところでございます。

4の周知方法でございますけれども、区のホームページや広報しながわ、SNS等に加えまして、各施設でのご利用者向けの案内等を配布する予定でございます。

#### ○篠田文化観光課長

それでは、ただいまの説明に補足をいたしまして、私どもの課で所管してございます施設の運用で、今の原則と異なる部分についてご説明をさせていただきます。

資料の2の主な変更点の(1)の部分に、「施設利用料を利用日の7日前までにキャンセルした場合、全額返金する」と書いてございまして、その下、米印で「指定管理者施設、ホールなどは除く」とございます。この部分が私どもの特別な取扱いということになります。

私ども文化観光課では、きゅりあんとスクエア荏原という2つの指定管理者施設がございます。この2つの施設は、いわゆる利用料金制ということで、入ってくる収入に合わせて、区から払う指定管理料が決まってくるということになりますので、利用料金が増えれば指定管理料も減るし、利用料金が減れば、指定管理料が増えるといった構造になっています。

今回予約システムのリニューアルに伴って、全体としては資料に書かれているような運用をするのですけれども、特にこの2つの施設のホールに関しましては、きゅりあんの大ホール、小ホールですとか、スクエア荏原のひらつかホール、こういったところは、いわゆる様々な事業者がイベント等をコンサート等を実施しています。こういった場合、実施までの準備に非常に時間がかかるということで、直前にキャンセルされてしまうと、もうその後ほとんど入る余地がないという状況になってしまいます。それで7日前までのキャンセルで全額お返ししてしまいますと、その分利用料収入が大幅に減ります。そうすると指定管理料にも跳ね返ってくるというようなことがございますので、このホールに関しましては、従来どおりに取扱うということで、現在は利用日の30日までにキャンセルした場合には50%の返金、それ以降については返金なしという運用を取ってございます。

また、両施設はイベントホールを持っているのですけれども、こちらと同じような形の運用がされていますので、こちらについては、現在14日前までのキャンセルについては50%の返金、それ以降は返金なしという運用になってございまして、ホールに関しましては、今後も同様の運用を継続していくということで今考えているところでございます。

それから、私どもは文化センターを持っているのですけれども、文化センターもやはりホールがございまして、こちらも基本的には同じような考え方で取扱いをしたいというふうに考えているところでございます。

指定管理者の施設と文化センターのホールに関しては、対応が原則とは異なるという運用をしていくものでございます。

#### ○三井スポーツ推進課長

私からは、区立体育館等における施設予約システムに関して、補足説明をさせていただきます。

今、文化観光課長から説明があったとおり、体育館についての2の(1)のキャンセルに関わる内容について、指定管理者施設である区立体育館につきまして、現行の運用どおりとさせていただきますので、そちらについてお話しします。

現在区立体育館につきましては、予約確定後、利用1か月前までにキャンセルすると50%返金、1か月を過ぎるとキャンセル料が全額かかるということになっております。体育館の利用は需要が多く、各種イベントや大会等は数か月前から計画されていることから、直前でキャンセルとなると

その利用枠が埋まらないことも考えられまして、施設利用料収入に影響することなどから、他の指定管理者施設と同様、キャンセルポリシーについては、運用の変更は考えておりません。

また、資料には記載されていないのですが、今後、学校施設開放事業につきましても、現在予約状況は紙での管理となっておりますので、今回の施設予約システムの更改に併せて、オンライン化をすることを予定しております。こちらにつきましては、運用方法を現在検討中になっておりますので、決まり次第別途ご報告させていただきます。

#### ○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

#### ○横山委員

ご説明、ありがとうございます。何点か伺っていきたいと思うのですが、オンラインクレジットカード決済を導入するというので、利便性が向上して、すばらしいなと思っているところなのですが、こちらは手数料といたしますか、ランニングコストみたいな部分が今までとこれからでどういった形で変わってくるのかというところを教えてください。

また、2の(4)で、メール送信が可能となるということで、この意味が私は少しくまつかめなかったのですが、「システムから利用者個別へのメール送信や一括メール送信が可能」というのは、どういうケースでメールを送るという想定がされているのか、少しイメージが分からなかったので教えてください。

あと3、今後のスケジュールなのですが、こちらは5月13日から14日までの利用停止の間、どういった対応がされるのかを教えてください。

最後に、4の周知方法なのですが、周知の時期はどのくらいの時期を考えていらっしゃるのか教えてください。

#### ○横田情報推進課長

クレジットカード決済の手数料でございますが、次年度予算の政策予算として、600万円ぐらいをして計上する予定になっております。

続きまして、メールの送信でございますが、一括メールとはどのようなケースかということでございますが、今現在想定しているものはないのですが、施設が急遽休みになったとか、そういった場合に活用できるのではないかとこのところになります。ある意味、機能の一つとしてこういうものができたということになります。

続きまして、5月13日から14日ですが、システムのリプレースということで、最終的なデータ移行などを行いますので、そのときはシステムの利用停止ということをご予定しております。

最後に周知方法ですが、3月1日号の広報しながらで周知を予定してまして、また4月以降、再度広報しながらでの周知、あとは、資料の4の周知方法にありますとおり、ホームページとかSNSで周知をする予定になっております。

#### ○横山委員

メールの件は、お休み等、何かあったときに送信ができるというのは、区のほうから利用者という形で、一方向でそういったことができる機能がシステムとしてできるという認識で合っていますでしょうか。確認だけお願いします。

#### ○横田情報推進課長

おっしゃるとおりです。

#### ○横山委員

理解いたしました。

様々な機能が付加されて、素晴らしいと思うのですが、例えば、5月13日から14日の切替えのときにキャンセルをしたくて、それが1か月前のぎりぎりみたいなケースも、もしかしたらあるかもしれないのですが、利用停止の間の対応というのは区としてどうされるのかということをごちょっとお聞きしたかったので、そちらの補足をお願いできればと思います。

#### ○横田情報推進課長

今現在この辺りはどうすべきかとちょうど詰めているところでして、決まり次第またご報告させていただきますので、よろしくお祈りいたします。

#### ○横山委員

皆さん、最近ホームページからですとか、DX化に慣れている方もいらっしゃると思うのですが、もし何かあったときに、お電話の対応ですとか、メールでの対応ですとか、利用停止の期間も含めて、どうやってフォローするかということもしっかりと留意していただいて、ぜひ今後の周知、そして5月からの新しいシステムの切替えというところでランディングさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りいたします。

#### ○あくつ委員

実際利用している側からとして、具体的なというか、細かいことを伺いたいのなのですが、今私も集会場とかをお借りして、きゅりあんの会議室等をお借りしたときに、オンラインで予約をして、近くなれば中小企業センター等でお支払いにいくという手続きを踏んでいたのですが、これからはクレジットカード決済ができるということなのなのですが、逆に今までどおりの現金の支払いというのはできるのかどうかということが一つ。

それと、領収証の宛名なのなのですが、例えば我々は団体名で登録してしまっていて、幾つかの団体で、その目的に応じて借りているのですが、その場合に領収証には、団体のクレジットカードではないので、個人のクレジットカードで支払った場合に、領収書名というのは団体名で出るのか、そこにクレジットカード決済云々の記載があるのかなのか、これはちょっと細かい事務的なところなのですが、利用する側としてお伺いさせていただきます。

#### ○篠田文化観光課長

現金のお取扱いに関しては、クレジットカードでのお支払いができるというのが1つ新しい取組である。当然クレジットカードをお持ちでないお客様もいらっしゃいますから、現金の取扱いは、今後変わる予定はございません。

#### ○横田情報推進課長

領収書の件でございますが、今手元に資料がございませんので、確認してまたご報告させていただきます。

#### ○あくつ委員

会計上の話で恐縮なのですが、現金であれば当然、現金に名前がついていませんから、団体の名前ですっきりと領収書が出るのですが、これがカードになった場合に、個人名が出る会計上、またちょっとややこしいことになる可能性があるのですが、その辺りは利用者側の都合に合わせた形でしっかり領収書が出るような仕組みにさせていただきたいです。細かいことで恐縮ですが、

よろしくお願ひいたします。

#### ○えのした委員

学校施設も予約でオンライン化することで、より一層区民の利便性向上につながると思っていますけれども、2の主な変更点の(2)、オンラインクレジットカード決済を導入する。ただし、キャンセルした場合、予約した施設で現金還付とするということで、これは利便性向上ということであると、どこか遠いところから予約して、また施設に取りに行くという、利用者がその施設に一度出向くということにつながってしまうので、今後の対策みたいなことは何か考えていらっしゃいますか。

#### ○横田情報推進課長

新システムなのですが、施設予約システムと、いわゆる決済システムというのが連動しておらず、確認漏れなどによって事故が起きるという可能性がありますので、スタート時点ではキャッシュレスでの返金を見送る予定になっております。今後につきましては、システム事業者とかキャッシュレス事業者と区で、3者でできるような形で調整していく予定になっております。時期については未定なのですが、そのように考えています。

#### ○えのした委員

ありがとうございます。確認が取れましたので、安心しました。そういった取組を進めていただければと思います。

#### ○山本委員

まず取組として、現金決済だけでなく、クレジットカードも使えるようになるという利便性向上につながっていて、よいと思っております。その中で、資料の目的のところに、「施設予約システムのリニューアルに合わせ、システムを抜本的に見直すとともに、区民目線でサービス全体を再構築」すると書かれておまして、そうすると、今回システムとして、既存の予約システムに新たな付加機能をつけたというふうに私なりに認識しているのですけれども、抜本的というのはどういったところに見直しを試みたのかということをお伺いしたいと思います。

既存の事業者の方にそのままシステムをよくするように変更をするというアプローチをされたのか、それとも事業者の選定から抜本的に見直すということで取り組まれようとしたのか。システムを抜本的に見直されたというところでいうと、当時の課題がいろいろあって、それを踏まえて変えていかれるというアプローチをされたのだと理解しているのですが、どういった形で抜本的見直しなのかというのをちょっとお伺いしたいということと、あとクレジットカード決済を導入して、あとそれ以外のキャッシュレスの方法も今後使えるようになるのでしょうかということもお聞かせいただければと思います。

#### ○横田情報推進課長

システムの選定でございますが、令和4年度にシステムのプロポーザルを実施しまして、選定された事業者でシステムを構築しているということになります。

抜本的な見直しということでございますが、先ほどのオンラインキャッシュレスもありますが、そもそもシステムが使いにくいということが、区民の声などからも送られてきておまして、例えば、スマートフォン対応ができていない。見られることは見られるのですけれども、横にスクロールしないといけなかったり、そういうことがありまして、スマートフォン、タブレット、パソコンなどマルチデバイスの利用が可能になります。

また、利用者目線の画面構成ということで、自分で言うのもあれですけども、ちょっと見にくい

トップ画面でもありますので、利用頻度の高い機能のみをトップページに表示したシンプルな画面デザインで、初めて操作する方にも直感的で分かりやすいというような画面構成にしております。

続きまして、高齢者、障害者を含むより多くの利用者が使えるための利用基準としてのアクセシビリティ基準、AAにも対応した形で、例えば、利用者が使用しているデスクトップの設定がそのまま反映されて、色覚の障壁を解消したハイコントラストの設定でも表示可能など、そういったことで対応する見直しをしております。

3点目のキャッシュレス対応でございますが、取り急ぎ5大国際ブランドのクレジットカードに対応しつつも、今後QRコードといったものにも対応できるように少し改善していければというふうに考えております。

#### ○山本委員

ご説明、ありがとうございます。このようにお伺いできてとてもよかったなと思います。いろいろと考えていただいて、具体的に区民目線で、使う方々が使いやすくなるように、マルチデバイスの利用であったり、直感的で分かりやすい画面であったり、とても大事なことだと思っていて、そういったことにもしっかりとご対応いただいているとお聞きでき、また高齢者の皆様へのアクセシビリティにも対応できるようにしていただいて、とてもよいことだと思いましたし、安心をいたしました。

そういうふうに対応していただいているということ、変更をご案内するときにも、ぜひ併せてご案内いただいて、区として住民目線でそういった見直しを図っているということをお聞きでき、区民の方に寄り添って対応しているということを示していくことになると思うので、そういったことをしていただきたいと思いました。

あとキャッシュレス決済のところは、取り急ぎクレジットカードはやはり便利であると思うのですが、おっしゃるとおり、さらにQRコード等、いろいろなものに広げていただくと、より使いやすさが増していくと思いますので、その対応も引き続きお願いできればと思います。

#### ○せらく委員

支払い方法についてなのですが、オンラインクレジットカード決済を導入して、現金払いも残しながら、今ある口座振替というのも残されるのでしょうかということをお聞きしたいのと、あこちらのシステムリニューアルが、令和4年度にリニューアルの会社をプロポーザルで決定されたということなのですが、令和4年度の時点でリニューアルの予算が組まれていたということなのか、お聞きしたいです。

#### ○三井スポーツ推進課長

公園の施設につきましては、口座振替の登録をしておりますので、今後も残していく予定にしております。

#### ○宮澤地域活動課長

令和4年度にプロポーザルで事業者を選定しましたが、このリニューアルに向けた予算については、令和5年度に予算を計上しております。ですので、契約は令和5年度になってから契約をしたというところでございます。

#### ○藤原委員

施設予約システムですけれども、まず何で中小企業センターは、ここに参加していないのでしょうか。



### ○小林商業・ものづくり課長

今回の施設予約システムでございますけれども、対象施設として当然中小企業センターも入っております。ただ今回ご説明している中で、共通の説明部分については、冒頭に地域活動課長から説明させていただいて、キャンセルポリシー、何日前に何%返すというようなどころをご説明させていただきましたけれども、個別に文化観光課長なり、スポーツ推進課長からご説明させていただいた部分というのは、その基本部分とはちょっとまた違うルールで運用する部分について、付加情報として説明させていただいたところでございます。

ですので、中小企業センターも含めて、幅広く施設予約システムというのは対象施設だというふうに認識してございます。

### ○藤原委員

すみません。よく分からないです。中小企業センターも施設がありますよね。入っているのだけでも、最初の説明で入っていないとか、でも入っているのですとか、よく分からないので、具体的に教えていただきたいです。

### ○宮澤地域活動課長

すみません。私の最初の説明が分かりづらかったかと思います。

この予約システム自体は11課にまたがって様々な所管がこのシステムを統一で運用しております。その中に中小企業センターも入っております。各課の施設の運用上、区民集会所を含めまして、中小企業センターや文化センターの会議室等も含めまして、先ほど主な変更点ということで、キャンセルの際の取扱いというのを説明させていただいたところでございます。

ですので、区民集会所だけというわけではなくて、その他の施設も含めて、運用を変更しますということでございます。

### ○藤原委員

ということは、中小企業センターも入っているけれども、今日説明してくれた3人の課長の中に商業・ものづくり課長は入っていなかったというだけですよね。そういうことなのですよ。4人で説明すれば分かったのですよね。そういうことでしょうか。システム上入っているのだから、でも、1人だけ説明はしませんでした。地域活動課長が説明してくれれば、もうそれで分かるでしょうということだったということですか。そこは答弁くださいね。

そこと、あと区民集会所で利用日の7日前までにキャンセルした場合は全額返金となるといったのは、何でこういうふうにしたのかという背景を教えてください。

それと、ただし書きで「指定管理者の施設、ホールなどは除く」と書いてありますけれども、これは統一したほうがいいと私は思うのです。けれども、なぜこういうふうになってしまったのか、その背景。それと急に7日前に全額お金が返ってくるのだからといって、7日間にキャンセルしたら、そこは空いちゃうわけですよ。また、次がすぐに入ればいいですけれども、そうすると、7日前にいろいろ計画したりとなるのは、ある意味、主催者側からは本当に厳しい面もあると思うのですけれども、その辺についてどういう声があったのか、背景でこういうふうになったのか、また分けたのかという点についても説明していただけますか。

### ○宮澤地域活動課長

まず施設につきましては、中小企業センターも含めて説明させていただいたところで、失礼いたしました。

2つ目のところでございます。キャンセルの取扱いを変更する背景という部分なのですが、今回区民目線でサービス全体を見直すという中で、これまで予約をさせていただいて、7日以内に窓口等で現金でお支払いをさせていただいていたというところですが、そこにつきましては、区民目線でサービスの全体の見直しの一環という中で、100%、全額お返ししますというふうに変更したところでございます。

その背景としては、今まで早期に入金していた方の方で、お支払いにいらっしやらなかった方というの、現に予約自体は残っていて、直前にお支払いしてご利用いただくというようなケースもございましたので、そういったところの公平性等も含めて、今後は7日前までにキャンセルいただければ、もう100%返金しますと。併せて、予約して支払いができなかった場合に関しては、システム上から予約をキャンセルするという扱いです。

#### ○篠田文化観光課長

私どもからは、特別な取扱いが残ってしまった理由です。7日前で全額返金しないということです。指定管理者の施設に関しましては、先ほど申し上げたとおり、利用料金が指定管理料とリンクすることで、例えばきゅりあんなどとすと、大ホールを休日に1日借りると50万円以上という金額がかかりますので、それが7日前に突然キャンセルされて、全く穴が開くとなると、相当な金額、実際には恐らくそんなにたくさんはないだろうとは思いますが、それはかなりの金額が想定されるのと、あとキャンセル、モラルの問題です。使わなくなったのだけれども、7日前までで全額返ってくるのだったらということで、そういった連絡をなかなかいただけないということも考えられます。例えばこれが半年前にご連絡をいただければ、別の事業者が入る可能性もあるので、そういった点も含めて、ホール系に関しては特別の取扱いを残させていただいたということでございます。

#### ○三井スポーツ推進課長

区立体育館につきましても、特別な取扱いが残っているところについては指定管理者施設ということで、施設利用料収入に影響が出るということ、あとは体育館の利用は需要が多くて、委員がご指摘のとおり、直前にキャンセルされてしまうとそのまま埋まらないということもございますので、そちらについて考えた結果、運用は変更しないということで考えています。

#### ○藤原委員

中小企業センターも同じように適用されるということですよ。

#### ○宮澤地域活動課長

はい。中小企業センターも同様でございます。

#### ○西村委員長

では、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

情報推進課長はこちらでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔情報推進課長退席〕

---

(2) 住民基本台帳事務における「特定個人情報保護評価」の実施について

#### ○西村委員長

次に、(2)住民基本台帳事務における「特定個人情報保護評価」の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○吉野戸籍住民課長

それでは私から、住民基本台帳事務における「特定個人情報保護評価」の実施についてご説明いたします。資料のご用意をお願いいたします。

お手元の資料の1の趣旨でございます。特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する者が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

今回は令和7年1月に住民基本台帳事務が標準化への移行になります。それに伴いまして評価を実施するものになります。評価の実施では、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、評価書の内容修正、区民意見公募、それから第三者点検を実施いたします。この特定個人情報とはマイナンバー、いわゆる個人情報にマイナンバーを含む時点で、特定個人情報になります。

次に、2の評価書の内容でございます。評価書は6項目になっております。

Iの基本情報ですけれども、記載の事務内容というところなのですが、こちらは住民の居住関係の公証等の事務処理の基礎となる住民基本台帳を作成する事務になります。使用するシステムは、住民基本台帳で作成いただいた特定個人情報の取り扱うシステム、それから、こちらのシステムの機能を基本情報に記載しております。

次に、IIの特定個人情報ファイルの概要です。特定個人情報ファイルとは、Iの基本情報でお話した住民基本台帳から作成されるファイルになります。住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの連携ファイルになりまして、この連携によりまして、窓口で提出が求められていた住民票とかの証明書の提出の省略が図られ、区民の方の負担軽減につなげております。

この概要では、各種情報ファイルの記載項目、特定個人情報入手・使用方法、委託事項・提供事項・移転事項について記載させていただいております。補足ですけれども、提供事項とは、特定個人情報の提供先、例えば厚生労働大臣であったり、全国健康保険協会になります。また、提出した情報の使用用途もここに記載させていただいております。それから移転事項ですけれども、税務課やこども育成課など、区の他部署のデータ移転先と移転先の記載事項になります。

次に、IIIの特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策です。IIで記載している特定個人情報ファイルにおいての情報の入手や、使用の際のリスクに対する措置や対策等の記載をさせていただきます。

次のIVのそのほかのリスク対策では、特定個人情報保護のための内部監査や、従事者に対する教育、啓発に関する内容の記載です。

次のVの開示請求、問合せでは、区民の皆様が自身の特定個人情報についての開示を希望する場合の請求先や問い合わせ先を記載させていただいております。

最後にVIの評価実施手続についてですけれども、特定個人情報保護評価について、区民意見公募や第三者点検の実施期間、方法等を記載させていただいております。

次に、3の主な修正項目ですけれども、今回の評価書の修正する項目を記載しております。(1)標準準拠システムへの移行による特定個人情報ファイル項目の修正、(2)ガバメントクラウド利用により、特定個人情報の保管場所の修正になります。

システム標準化とガバメントクラウドに関しましては、資料の2枚目に、そちらのほうに細かい内容を記載させていただいております。

システム標準化についてなのですけれども、これまで地方公共団体で基本的な事務処理を行うために住民記録等の基幹系システムは独自で構築しておりました。個別機能のカスタマイズを行っていたのですけれども、結果、維持管理、それから制度改正のときの改修において、経費と人的な負担がかなり大きくなっておりました。この課題を解決するために、また区民のサービス向上の観点から、令和7年度末までに、国が定める標準仕様書に準拠したシステムに導入が義務付けられております。

2つ目のガバメントクラウドについては、国の全ての行政機関、中央省庁や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにしたIT基盤となります。

では、資料1枚目にお戻りください。次に、4のスケジュール、予定についてです。12月1日から区民意見聴取、パブリックコメントの実施、1月15日に第三者点検、2月下旬に区議会への報告、3月上旬に個人情報保護委員会の評価書の提出を予定しております。

再び資料2枚目です。

5のパブリックコメント概要です。公表場所としまして、12月1日号の広報紙、区ホームページ、戸籍住民課の窓口などで行います。また、意見の提出方法につきましては、郵便、FAX、区のホームページの意見投稿フォームを利用し、直接ご持参いただく方法となります。

最後に6の根拠法令です。特定個人情報保護評価の一連の手続きにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、または番号法ですけれども、こちらの第28条に記載されています。評価書を公示し、広く国民に意見を求めることが規定されております。

#### ○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

#### ○山本委員

ご説明、ありがとうございます。今の件というのは、今後予定されているシステム標準化による住民基本台帳事務のシステム更改に当たって個人のプライバシー等の権利保護の措置を図るための措置ということで、とても大事なものであるとまず理解をしております。

ちょっと私の理解が及んでいるかというところがあるのですが、評価書の内容をこういうものになりましたというふうにあるのですけれども、この内容は、まず骨格として、これらをやるといのは何か定められているものなののでしょうか。それとも何かアドバイスに沿って、こういったものを見直すというか、評価をするというふうにしたのでしょうか。教えてください。

#### ○吉野戸籍住民課長

こちらに関しましては、先ほど根拠法令として示した第28条で、こういった特定個人情報を持っている自治体は、行政機関等は、必ずこういった評価をやらなければなりません。実際には項目につきましても、個人情報保護委員会というところがあるのですけれども、こちらのほうで定めた内容で評価して報告するというふうな形になります。

#### ○山本委員

法令に基づいて定められていて、その項目に従ってやっていくということで理解いたしましたので、しっかりと手続きを進めていただければと思います。

#### ○えのした委員

今の個人情報保護委員会、品川区のホームページの特定個人情報保護評価についてと、令和3年に

ページができていますのですけれども、そこからその委員会に飛ぶようになっているのですけれども、この第三者点検というのは、例えば、そういった委員会が点検するのか、どのような団体が点検するのか、そこだけ確認させてください。

**○吉野戸籍住民課長**

こちらは個人情報保護委員会とは直接全く関わってはいないところなのですけれども、品川区個人情報保護審議会の委員になります。実際に特定個人情報保護評価の概要と説明も、この評価が正しいかどうかというところで、第三者委員の方が評価していただくような形になります。

**○えのした委員**

品川区にもそういった委員会があるということで、確認が取れました。

**○西村委員長**

そのほかに、よろしいでしょうか。

**○せらく委員**

12月1日からパブリックコメントの実施という予定なのですけれども、区民意見の聴取ということで、何に対しての区民の意見を聴取するのかよく分からなくて、教えていただければと思います。

**○吉野戸籍住民課長**

今回の評価自体が、特定個人情報を品川区が持っているという内容になりますので、それに対して、こういったリスクがありますよとか、こういったファイルを使っていますとか、そういったところも全部記載されているのです。実際にこのファイルがどのように使われていて、皆さんの情報をどのように使っています、リスクに対してはこういったリスクに対応していますというところが全て書かれたものになりますので、見ていただくことは本当にたくさんあるかなと思っております。

**○せらく委員**

それでは、評価書をご覧いただいて、その上で意見を聴取するという形になるのですか。

**○吉野戸籍住民課長**

そのとおりでございます。

**○横山委員**

ご説明、ありがとうございました。

全体像が分かりにくいところがあったので、ちょっと確認させていただけたらと思うのですけれども、まず、そもそも国から令和7年度中でしたか、2025年度中にガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの移行を目指して、移行作業が円滑かつ安全に実施されるということを求めているのかなと思うのですけれども、その中で住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価を、今回の評価書を修正する。その修正の項目が3の2点、(1)と(2)の部分という理解でよろしいですか。まず全体の流れを確認させてください。

**○吉野戸籍住民課長**

まず、特定個人情報ファイル、いわゆる特定個人情報を扱う期間は、少なくとも5年以内に1回は、個人情報保護委員会の評価を受けなければいけないのです。それ以外に、例えば、大きなシステム改修であったり、今回これは標準化、ガバメントクラウドへの移行なのですけれども、こういったものが5年前にあったというところで、今回はこういった評価をやらなければいけないという形になっております。

**○横山委員**

今のご説明だと、もともと評価書というものが品川区のホームページに公開されていますよね。それが5年前につくられたので、評価のタイミングであるという理解でよろしいですか。

#### ○吉野戸籍住民課長

実際には前回の評価は令和2年ではあるのですがけれども、今回の標準化システムは令和7年1月に開発をしなければいけませんので、それに合わせて少し前倒しで全体の評価をやっているという次第です。

#### ○横山委員

システムの移行に向けて、5年に1回というのではなくて、システムの移行に対して修正する部分もあったりして、前倒しをする必要があるのでは、令和2年に行ったばかりですがけれども、このタイミングで修正を実施するというので、修正内容としては、移行のために修正しなければならないことがあるので、今後修正の細かい項目というのを、今、精査したり、検討していただいているのかなと思うのですがけれども、そのような理解でよろしいですか。それとも、5年に1度やらなければいけない修正の見直したいなものを、今回前倒してこのタイミングに合わせてやるという、そのどちらなのかというのがちょっと分からなかったのです。

#### ○吉野戸籍住民課長

今回はシステムの改修があるので実施するということになります。それがなければ、5年に1回で、そのときには内容が変わってなくても、必ず5年に1回はあります。ただ修正がある場合には、その都度実施することになります。

#### ○横山委員

そうしましたらシステム移行に伴って、品川区だけではなくて、ほかの自治体もいろいろ修正しなければならない事項というのが恐らくあると思うのですがけれども、その辺りは国等から指導であったり、相談しながら、項目と修正項目を見直していただいている作業を、今進めていらっしゃるということなのでしょうか。それで修正後の評価書というものは、今はまだできていない、準備中なのかもしれないのですがけれども、概要はどのような形なのか、イメージを教えてください。

#### ○吉野戸籍住民課長

概要としましては、先ほど標準化という形での、システム名であったり、システムの項目、いわゆるデータとかがあるのです。そういったデータ項目がこう変わりましたとか、そういった内容が全て網羅されたような形になります。そういった意味でいきますと、全体の項目が出ているようなイメージになります。

#### ○横山委員

そうすると、ガバメントクラウド等の利用によって、システム全体が移行することによって、特定個人情報保護評価の考え方とか、内容が大きく変わるということではなくて、例えば、ファイルの場所みたいな、細かいところで修正がいろいろ必要なので、置き換えというか、今はガバメントクラウドを利用していないので、例えばAというところに書いてあるけれども、ガバメントクラウドを利用することになると、今度はBという場所が変わりますみたいなイメージでよろしいですか。

#### ○吉野戸籍住民課長

委員のご指摘のとおりでして、今回主な修正項目を3に記載させていただいております。標準準拠システムへの移行というところの項目の修正であったり、あとガバメントクラウド、委員のご指摘のとおり、今までデータの保管場所がデータセンターだったのでありますが、それがガバメントクラウ

ドという、いわゆる政府のクラウドに移行するというようなイメージになります。

#### ○横山委員

分かりました。ご説明、ありがとうございます。ちょっと複雑で、全体像があって、その部分の今回ここを変更するという事でイメージがつかめました。

ただこれから、12月からパブリックコメントを行っていくときには、実際現在の評価書と新しく更新される評価書があると思うので、どこがどのように変更されたのかというのと、どういったポイントで変更されているのかというところが分かるようにお示しいただく必要があるかなと思います。

一般の区民の方には、ITの知識等がないと、理解がとても難しい部分があるのかなと思いますので、なるべく分かりやすい形で意見を聴取していただかないと、区民としてどのポイントを見たらいいのかというの、専門的な知識がないとなかなか難しい部分もあるかなと思いますので、区民の方の目線で分かりやすい出し方をしていただく必要があるのかなというふうに思っています。本当に説明もすごく難しい部分が、国が出している全体のこういった状況があって、今回区として特定個人情報保護の部分ではこうですというところが、全体として、ストーリーとして見えてくるほうが、区民の方は理解が簡単になるのかなと思いますので、一工夫していただいた形でパブリックコメントを実施していただく必要があるかなと思っておりますので、その辺りの今後の意見聴取の仕方についてご答弁をお願いします。

#### ○吉野戸籍住民課長

確かにすごく分かりにくい部分がありますので、委員のご指摘のとおり、区民の方になるべく多くの意見をいただけるように工夫をしていきたいと考えております。

#### ○あくつ委員

一つだけ、私も今の横山委員のご質問を聞きながら、区民委員会の過去の議事録を拝見していたのですが、2020年1月20日、今から3年前の「住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の実施結果について」という報告を見ていたら、まさに今のとおり、「実施結果といたしまして、お寄せいただきました意見・質問は残念ながら0件でございました。次回へ向けまして、ほかのパブコメ等の状況ですとか、より効果的な周知方法等につきまして研究を進めていきたいと考えてございます」と。

あとは第三者点検の実施結果については、先ほどおっしゃっていた審議会が第三者点検を行うということで、2点のご意見があったということで、それを踏まえて個人情報保護委員会のほうに評価書を提出しましたというような内容が出ています。

内容自体が、皆さんも今お感じになっていると思いますけれども、直接区民生活になじまないというか、なかなか関係性が見えてこないというところもある中で、意見をいただくというのは非常に難しいとは思いますが、今、個人情報保護という言葉が独り歩きして、決算特別委員会のときも申し上げましたが、住民基本台帳法上の情報を町会・自治会等に提供するのが難しくなったというようなこともありますけれども、関心は非常に高いという中で、区としてはこういうことをしっかり、適正なプロセスにのっとり手続きを進めているということを示すいい機会でもありますので、そこについては、同じ答弁になってしまいますから、質問はしませんけれども、しっかりと区民に対してできるだけ分かりやすい方法で意見を求めていただきたいと思います。

#### ○石田（ち）副委員長

システムの標準化をしていくことで、こういうこともしなければいけなくなってきたということな

のですけれども、私たち共産党としては、システムの標準化は、システムに行政の仕事内容を合わせていくことになっていくのではないかと、自治体独自のサービスが抑制されていくのではないかと、カスタマイズしながら積み上げてきたデータ等が、多様に自立性を持ってつくり上げてきたものが標準化されていくというところでは、多様性も自立性も失わせていくものではないかということで、もう少し慎重に検討をということを書いてきたところですし、ガバメントクラウドも、たしかAmazonになるのでしょうか。そういうところで、本当に情報が守られるのだろうかということで、国会等でも議論されていたので、ここは本当に自治体の情報が、ビッグデータがそういうところに保管されていくというところでは、安全性はまだ確立されていないのではないかとということで、もう少し立ち止まって考えてはどうかということも書いてきました。けれども、こういうことで進んでいくので、こういうことをやっていかなければいけないですし、システムの標準化を超える独自性を出すと、そこにお金が出てこないというような国の仕組みもあって、ここに乘っていかないとデジタル化がなかなか進んでいかないというのはどうなのかなという思いがしていたのです。それで、標準準拠システムに移行していくことで、令和7年度に向けてやっていくことで、特定個人情報保護評価を実施しなければいけないと。

それで、先ほど、提供先というのか、要は企業等々に提供していくようなことも想定するならば、書いていかなければいけないことになるのかというのが一つと、あと第三者点検の結果を報告して、個人情報保護委員会に評価書を提出して、それが返ってくる形になるのですか。いいですよとか、全然駄目ですよとか、評価書に対しての評価がまた返ってくる形になるのか、そして評価書も含めてパブリックコメントもするということなのですかけれども、それが全ては公開されるということでもいいのか、伺います。

#### ○吉野戸籍住民課長

先ほどの提供事項なのですかけれども、2の評価内容の特定個人情報ファイルの概要の移転事項のところ、区の内部の税務課であったり、子育て応援課であったりします。提供のほうは国の機関とかになりますので、そうしたものになります。

企業等への提供なのですかけれども、データ自体の企業への提供というのはないのですが、実際にうちのほうで、例えば窓口とかは委託事業者がやっているのですけれども、そちらについても記載しております。窓口でどういった会社でどういった内容を委託していくのかというのを記載しております。

あと特定個人情報保護評価の回答なのですかけれども、問題ありませんというような回答をいただいてから、公表する形になります。

#### ○石田（ち）副委員長

分かりました。本当にこれはとても専門的というのか、たしか厚生委員会で、ワクチンのときも多くの個人情報を様々動かしたというのか、取り扱ったので、この評価をするというので、委員会でも報告があったなと思ったのですけれども、そのときも本当に分からなくて、どういう内容がどういうふうな、パブリックコメントも行うということなのですかけれども、区民にどんな意見を聴取したのだろうと、そのときも思ったのです。先ほどあくつ委員からもありましたけれども、前は0件で、そうだろうなという思いです。分かりやすく、多分特定個人情報保護評価をするに当たってはパブリックコメントもやらなければならないというふうに入っているものなのですか。取りあえずやっていますという感が否めないのですけれども、その確認と、もうちょっと分かりやすくできる工夫というのを



区として検討しないのか、伺いたいと思います。

**○吉野戸籍住民課長**

今回なのですけれども、対象の人数によって、こういったパブリックコメントであったり、第三者点検というのが実施義務になっています。住民基本台帳は40万人というところで、30万人以上の場合はこういった第三者点検とパブリックコメントは実施しなければならないということが規定されております。それ以外に関しましては、任意になっております。

また、委員のご指摘のとおり、令和2年度は0件でしたので、やはりここは課題であるなと思っております。分かりやすいような内容で広報していきたいと考えております。

**○石田（ち）副委員長**

なかなか分かりづらい部分でもありますけれども、本当に個人情報は大変な部分で、そしてそれが区のシステム標準化で変わっていくことになっていくので、そこは丁寧にさせていただきたいなと私も要望したいと思います。

**○西村委員長**

そのほかに、よろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 顔認証マイナンバーカードの開始について

**○西村委員長**

次に、(3)顔認証マイナンバーカードの開始についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○吉野戸籍住民課長**

それでは、私から顔認証マイナンバーカードの開始について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

1の概要についてです。暗証番号の設定や管理に不安のある方の負担を軽減するために、暗証番号設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を、機器による顔認証または目視による顔認証に限定した「顔認証マイナンバーカード」を導入することになりました。

次に、2の利用サービスの可否ですけれども、利用できるサービスに関しましては、健康保険証としての利用、券面顔写真や記載事項を用いた本人確認書類、利用できないサービスに関しては、マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付、オンライン手続きによる暗証番号入力が必要となるサービスです。

対象者に関しましては、マイナンバーカード保持者で希望する方です。

最後に4の開始時期ですけれども、すみません、ここで1点訂正になります。事業開始日が11月27日となっているのですけれども、21日に国から、実施時期を12月上旬に変更する旨の通知がありました。訂正をお願いいたします。

それから、対応可能窓口ですけれども、顔認証カードの交付は5か所、品川区役所、目黒サービスコーナー、地域センター、それから電子証明書および切替は、上記の5か所に加えまして、地域センター、品川第一、荏原第四、八潮、合計で8か所になります。

**○西村委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、お願いいたします。

#### ○横山委員

1点だけ伺わせてください。顔認証マイナンバーカードで、うまく認識できないというような事例があるのかなと思うのですけれども、どういう事例があるのかというのと、その場合の対策についてどのように考えられているのかというのを確認させてください。

#### ○吉野戸籍住民課長

マイナンバーカードにICチップがあるのですけれども、そこに撮った写真の画像データが実は入っております。医療機関等で実際に使うときに、顔の写真を撮って、それと整合が合わないときがありまして、それでうまく読み取れないというような形になります。そういった方がもし健康保険証として利用される場合には、顔認証の場合には、券面の写真と住所を確認して目視での確認になります。

#### ○横山委員

私の聞いた事例だと、髪の毛がちょっと目にかかっていたりするとこのシステムは認識しづらいみたいな形で、そういったところもあるような話を聞きますので、うまく認識できない事例というのをちょっと捉えていただいて、なるべく認識しやすいような写真を使っていただくとか、そういったご案内というのもしていただくといいのかなと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

#### ○吉野戸籍住民課長

確かに最初にカードをつくる時に、正面であったり、例えば車椅子であったりが映ってしまう場合もあるのですが、そういったときでもやはり顔の目と鼻と口の部分が認識できればできるような形になっておりますけれども、実際にいざ認証するときに、そういったところも気をつけてくださいというアナウンスは、今後気をつけていきたいと思っております。

#### ○あくつ委員

顔認証マイナンバーカードの仕組みなのですけれども、現在保持している人で希望する方となっているのですが、新しいカードを発行するのではなくて、今あるカードを、総務省が発行している資料、ちょっと前の8月の資料ですけれども、それを見ると、暗証番号をロックするというような形を今考えていますということで、いわゆる暗証番号等を使わなくても、医療機関、薬局に情報提供することができるようになる、そんな仕組みで考えているということが書いてあったのですが、ここで言っている顔認証マイナンバーカードというのはそういう意味なのかどうか教えてください。

#### ○吉野戸籍住民課長

今回のカードが実装する意味なのですけれども、病気や体が不自由な方、マイナンバーカードの暗証番号の管理がとても不安な方がいらっしゃるという声が上がって、そういったところを解消するために、顔認証マイナンバーカードが導入されたという経緯になっております。

#### ○あくつ委員

経緯は分かるのですけれども、仕組みとしてこれから先、11月27日と書いてあるから、あれ、もうスタートしているのかなと私もホームページを見たら、特に何も載っていなかったんで、先ほど訂正があったのですけれども、これから希望する方というのは、例えば私が顔認証マイナンバーカードを使いたいと思ったときには、現在持っているマイナンバーカードを持って行って、どのような手続をすればそれが顔認証マイナンバーカードになるのか。

## ○吉野戸籍住民課長

失礼いたしました。先ほどの開始時期の、対応可能窓口のところで書かせていただいたのですけれども、顔認証カードの交付であったり、あと切替えのところ。窓口に行き行っていただいて、申請書を書いていただければ、その場でカードのほうは切替えを行いまして、カードの券面のところに顔認証というような印字をさせていただきますので、即日で手続きはできます。

## ○あくつ委員

印字をするということは分かったのですけれども、先ほど私が申し上げたような、いわゆる電子的なロックをかけるということではないということですか。

## ○吉野戸籍住民課長

電子証明書を使えなくするロックをかけます。

## ○あくつ委員

ありがとうございます。その手続きについては即日できるし、簡易だということは今、確認させていただきました。

少し関連ですけれども、今回顔認証マイナンバーカードをつくる意味というところ、これからタイミング的に合ってくるところで、前にも当委員会で話をしたことがあるのですが、今年の9月1日に、デジタル大臣と日本行政書士会連合会、日行連というところの会長が協定を結んで、これから先、マイナンバーカードの申請サポート等について、また新たな協定を結んで、9月からは総務省のマイナンバー制度支援室というところから、各自治体に通知が行っていると思います。

今後、いわゆる申請サポート、今までも品川区当局と行政書士も若干協力をして、品川区でもマイナンバーカード保持者が大分増えたのですけれども、今回顔認証マイナンバーカードを始めるといったところと併せて、新たに国と行政書士会が組んでということで、これからいろいろな事業が考えられると思うのです。

その中で今回の事業、協定の中身として、一つは今までどおりの申請サポートを行政書士に代わりにやっただけというところ。もう一つ大きかったのが、行政書士による代理受領というところで、高齢者施設、障害者施設等で申請サポートを大きく組織的に行った上で、今まではなかなか本人が取りにいけない。疎明資料というのを用意するのが非常に大変で、代理人受領は非常に難しかったのが、今回国のほうで行政書士による代理受領を割と認めるようになって、また、総務省のほうでの代理人の範囲というのを非常に明確に、しかも簡素化したという、簡素化というか、明確化したというか、非常に取りやすくなった。

そういったことも併せると、今回の顔認証マイナンバーカードの開始ということ、今日ご報告がありましたけれども、いわゆる暗証番号等を覚えられないとか、間違ってしまうとか、設定ができない方について、これから先はそういう方が使用しやすくなると思うのですけれども、そういう認識でいいのかどうかということ。今日の所管からは少し広がった話になってしまいますけれども、今回国からこういうような通知が来ておりますけれども、品川区として、去年は行政書士を活用した申請サポート事業を行いましたけれども、今年、来年度を含めて、そういったこともご検討されているのか教えてください。

## ○吉野戸籍住民課長

今回の顔認証マイナンバーカードなのですけれども、施設の施設長、高齢者施設であったり、障害者施設の方からも、暗証番号の管理がとても難しいというお声が上がった経緯もあると思っております。

す。

申請サポートなのですが、実際に寝ている方でも、寝た顔で写真を撮ってというところの、いわゆる代理申請の部分が、暗証番号の設定がなくなったことによって代理申請のほうも大分しやすくなっておりまして、今後はマイナンバーカードの取得が難しかった方たちのところでの顔認証マイナンバーカードというのが普及するための手段になるのかなと考えております。

行政書士の活用なのですが、令和5年度は大分お手伝いいただきまして、交付率も上がりましたので、来年度も例えばこういった施設であったり、そういったところの部分で、もしお手伝いいただけるのであれば、今後も協力していきたいと考えている次第です。

### ○あくつ委員

ありがとうございます。これは単位会ごとでの区との協定ということで、品川区の場合、東京都行政書士会品川支部とあって、東京都が単位会になりますけれども、そこについてはこの情報も品川支部のほうには入っていて、品川区との協定には前向きであるということでしたので、よろしくお願ひします。

それともう一点だけ確認です。応募申請者の出頭が困難であることを疎明するに足る資料ということが非常に難しいというのが、今回施設入所者が発行する、作成する顔写真証明書というものがあって、それがあれば、この方は出頭できませんという理由の代わりになるということで、顔写真証明書というものが疎明資料として今回追加されたということで、これは品川区としては利用事例があるのかというところ。あとこれは高齢者とか障害者の所管になってしまうのですけれども、こういったところについて周知ができていますのかどうかというところを最後に確認させてください。

### ○吉野戸籍住民課長

委員のご指摘の疎明資料なのですが、出頭困難な方に対しましては、施設長であったり、あとケアマネージャーの方に署名していただく顔写真で代理申請、それから代理受領というのが可能ですので、そういったところは高齢者等担当と連携を取りながらやっているところです。

### ○えのした委員

ご説明、どうもありがとうございます。

病気や体が不自由な方以外の高齢者、認知症の方は顔認証で便利になると思うのですが、先ほど委員からもご指摘がありましたが、顔認証の精度ですよね。不正利用ですとか、他自治体で男性とか女性、女性が男性と、間違えているところもあるみたいですね。あと機器というのは、国が指定して全国的に同じものを導入していくのか。また、例えば、機械が停止したり、故障したというときに、目視による顔確認、ただデジタルなのに、DXなのに目視なのかというところもあるので、ご担当の方が万が一間違えたとか、責任だったり、リスクだったりがあると思うのですが、その辺は区独自で何か対策として考えていることなどあればお聞かせいただきたいです。

### ○吉野戸籍住民課長

実は医療機関にありますシステムなのですが、あちらは私どもが提供したものではなくて、社会保険診療報酬支払基金という、データ等がつながっている独自のシステムになりますので、そういったところでの読み取りの精度が悪かったり、そういったところは機器のメーカーによって多少あるようです。

先ほどお伝えしたとおり、これ自体は国のシステムとつながっておりますので、区として機器を提供するとか、そういった独自のものは、現在は考えておりません。

## ○えのした委員

窓口で目視の場合に、やはり人間がすることですから、ヒューマンエラーではないですけども、違う方と見間違えるということは、そうないとは思うのですけれども、万が一のことを考えた場合に、区としてその辺は何か、1人だけで確認するのではなくて、2人で確認するとか、何かそういったことは。

## ○吉野戸籍住民課長

委員のご指摘のとおり、本人確認というのはとても大切なことですので、私どもの窓口では確かに1人ではなくて、数人で確認しております。医療機関のほうにもそういった呼びかけをしていきたいと考えています。

## ○西村委員長

では、その他にご質問はよろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 その他

### (1) 議会閉会中継続審査調査事項について

## ○西村委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

## ○西村委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

---

### (2) 委員長報告について

## ○西村委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

## ○西村委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

---

### (3) その他

## ○西村委員長

次に、(3)その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時25分閉会